

当薬局では、

- 特別調剤基本料Aを算定しています。
- 在宅薬学総合体制加算1を算定しています。
- 電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。
- 調剤ベースアップ評価料を算定しています。
- 調剤物価対応料を算定しています。

以下、当薬局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、1270品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤の問い合わせに応じます。
問い合わせ先: TEL 075-468-1523
尚、平日は19:00以降、土曜日は13:00以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算40点(1点10円:保険の負担割合により金額が異なります)が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めで調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
問い合わせ先: 所在地 〒615-0925 京都市右京区梅津大縄場町6番45
TEL 075-468-1523
FAX 075-468-1562
E-mail fph.matsuobashi@falco.co.jp
9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

お薬情報内容

ア. 一般名 イ. 剤型 ウ. 規格 エ. 製剤の特徴 オ. 医薬品緊急安全性情報 カ. 医薬品・医療機器等安全性情報

〔開局時間〕

月・水・木	9:00～19:30
火・金	9:00～17:00
土	9:00～13:00(日・祝日休業)

ファルコ薬局 松尾橋店



お薬を安全にご使用いただくために

当薬局ではお薬を安全に安心して服用して頂くために患者さま一人ひとりの情報を薬剤服用歴として記録し、その記録をもとに毎回薬のチェックや調整を行っています。

薬を有効かつ安全に服用・使用する為に様々な情報が必要となります。薬剤師の質問にご協力をお願い致します。



お聞きした情報は個人情報保護の取扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。
疑問・質問等ございましたら当薬局の薬剤師までご相談ください。

以下に当てはまる方はお申し出ください

- ☑ **他の病院**におかかりの方
- ☑ **お薬で副作用**が出たことがある
食品アレルギーをお持ちの方
- ☑ **妊娠中・授乳中**の方



2023年5月作成

かかりつけ薬剤師を 選んでみませんか？



患者さまの生活習慣・体質・薬の服用歴を踏まえて、それぞれの患者様のご都合に合わせた飲み方や注意点をお話しでき、安心です。ご家族のことなど含め、健康アドバイザー・良き相談相手として薬剤師を上手に利用してください。

① 毎回、同じ薬剤師が対応します

体質や家族のことなど安心してお話してください。

② いつでもお薬の相談をお受けします

おうちに帰ってから疑問・不安なことがでてくれば24時間いつでも薬剤師が相談にのります。

③ お薬から健康食品まですべて管理できます

色々な医療機関におかかりでも、処方薬をまとめてチェック。気になる健康食品・ドラッグストアのお薬もご相談ください。

④ 必要に応じてお薬を整理します

ご自宅に余っている薬はありませんか？たくさん余っている方もご安心ください。医師と連携してサポートいたします。

かかりつけ薬剤師について詳しくご説明をご希望の方は
薬局スタッフまでお気軽にお声がけください

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

〔安心・信頼〕

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

〔未来のために〕

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

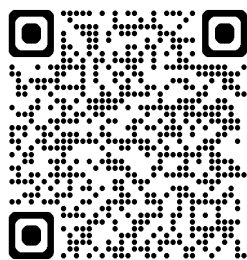
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和 8 年 6 月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願い
いたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

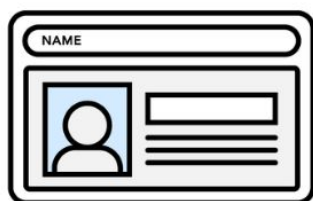
薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受付できなくなり、
医療機関での再発行が必要です



**マイナンバーカード
資格確認証**

ご提示をお願いいたします

よりよい医療の提供の為に、マイナンバーカード
は毎回ご提示ください



個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際
に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料
で発行いたします

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出ください



とっても
簡単!

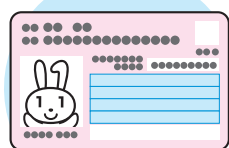
マイナンバーカード

1

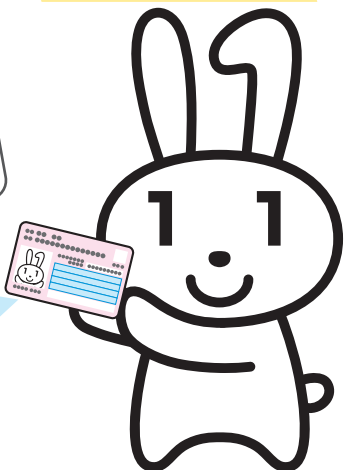


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



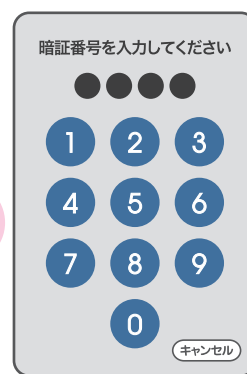
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

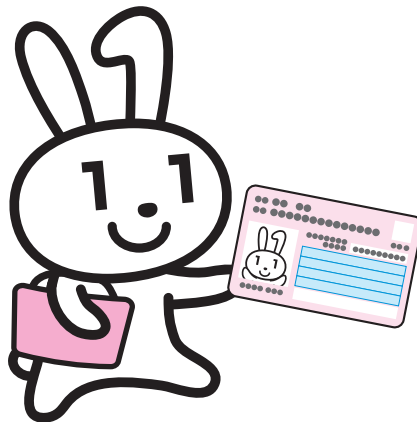
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい(医師の了解と指示が必要です)。

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点／回 ・同じ建物内に療養中の方が 2～9名 320点／回 10名以上 290点／回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点／回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点／回 10名以上 342点／回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例) 10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 松尾橋店

管理薬剤師: 西村 匠

京都府知事指定介護保険事務所 第2640901928号

[営業日・営業時間]

月・水・木 9:00～19:30
火・金 9:00～17:00
土 9:00～13:00(日・祝日
休業)

[所在地]

京都市右京区梅津大縄場町6-45

[連絡先]

TEL:075-468-1523
FAX:075-468-1562

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

第1条(事業の目的)

1. ファルコ薬局松尾橋店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコ薬局松尾橋店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

第2条(運営の方針)

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - 保険薬局であること。
 - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

第3条(従業者の職種、員数)

1. 従業者について
 - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコ薬局松尾橋店の管理者との兼務を可とする。

第4条(職務の内容)

1. 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

第5条(営業日および営業時間)

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、月～金曜日の午前9時～午後17時、土曜日の午前9時～午後3時とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

第6条(通常の事業の実施地域)

通常の実施地域は、京都市右京区梅津の区域とする。

第7条(指定居宅療養管理指導等の内容)

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - 処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - 薬剤服用歴の管理
 - 薬剤等の居宅への配送
 - 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - 在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

第8条(利用料その他の費用の額)

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

第9条(緊急時等における対応方法)

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

第10条(その他運営に関する重要事項)

1. ファルコ薬局松尾橋店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコ薬局松尾橋店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

お薬の販売方法について

分類と外箱表示		陳列方法	情報提供と相談への対応
一般用医薬品	要指導医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います
	第一類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	
	第二類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） ※ 指定第二類医薬品 は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	薬剤師または登録販売者が 適正な使用のため必要な情報提供に努めます
	第三類医薬品 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	
指定濫用防止医薬品 濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品		販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931

苦情相談窓口

京都府薬剤師会 075-551-0376
京都府薬務課 075-414-4792

指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン
- ・デキストロメトルファン
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）
を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認**をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて **氏名の確認**を実施し、
必要に応じて身分証の確認をいたします。
18歳未満の方には **小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に
薬剤師又は登録販売者までご相談ください。